

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第105期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社山陰合同銀行

【英訳名】 The San-in Godo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 古 瀬 誠

【本店の所在の場所】 島根県松江市魚町10番地

【電話番号】 (0852)55局1000番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 神 原 卓 磨

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町15番6号
株式会社山陰合同銀行東京支店

【電話番号】 (03)3669局0211番

【事務連絡者氏名】 東京支店長 生 田 雅 人

【縦覧に供する場所】 株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
(鳥取市栄町402番地)
株式会社山陰合同銀行東京支店
(東京都中央区日本橋兜町15番6号)
株式会社山陰合同銀行大阪支店
(大阪市北区中之島2丁目3番33号)
株式会社山陰合同銀行神戸支店
(神戸市中央区京町70番)
株式会社山陰合同銀行岡山支店
(岡山市田町1丁目3番9号)
株式会社山陰合同銀行広島支店
(広島市中区立町1番22号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中区北浜1丁目8番16号)

(注) 東京支店、大阪支店、神戸支店、岡山支店、広島支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	52,460	55,057	68,228	107,021	110,466
連結経常利益	百万円	9,054	8,595	12,118	19,376	7,905
連結中間純利益	百万円	4,358	4,675	6,054	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	9,878	12,025
連結純資産額	百万円	240,179	256,488	263,096	239,814	266,427
連結総資産額	百万円	3,638,674	3,674,181	3,763,563	3,643,218	3,646,433
1株当たり純資産額	円	1,387.77	1,417.65	1,472.60	1,379.94	1,493.97
1株当たり中間純利益	円	25.17	26.91	35.34	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	56.73	69.40
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	6.7	6.6	—	7.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.14	13.19	14.49	13.27	14.24
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	77,140	78,995	85,035	46,294	28,288
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△127,792	△80,983	△89,234	△83,112	△82,915
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△706	△684	△846	△631	△4,227
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	98,542	109,779	48,550	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	112,452	53,597
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	[2,381 692]	[2,343 689]	[2,321 743]	[2,327 699]	[2,290 683]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	42,206	44,837	57,878	86,803	89,641
経常利益	百万円	7,777	7,686	10,804	17,047	6,160
中間純利益	百万円	4,175	4,374	5,962	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	9,409	11,322
資本金	百万円	20,705	20,705	20,705	20,705	20,705
発行済株式総数	千株	174,053	174,053	171,529	174,053	171,529
純資産額	百万円	238,306	243,725	248,556	237,617	252,666
総資産額	百万円	3,597,568	3,631,675	3,722,483	3,600,961	3,604,209
預金残高	百万円	3,115,597	3,161,723	3,223,037	3,143,133	3,209,341
貸出金残高	百万円	2,122,181	2,114,196	2,115,634	2,143,220	2,102,274
有価証券残高	百万円	1,259,064	1,297,669	1,387,939	1,211,935	1,308,143
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	7.00
自己資本比率	%	—	6.7	6.6	—	7.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.77	12.84	14.15	12.85	13.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,968 [133]	1,920 [137]	1,905 [286]	1,908 [133]	1,867 [170]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
従業員数(人)	1,905 [286]	36 [7]	380 [450]	2,321 [743]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員749人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,905 [286]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員289人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、山陰合同銀行従業員組合と称し、組合員数は1,713人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○業績

(金融経済環境)

当上半期のわが国経済をみると、住宅建設と生産活動は横ばいで推移し、設備投資は昨年度ほどの勢いはないものの、基調としては増加しており、大都市圏を中心に景気回復が進みました。企業部門が好調であることから雇用環境は着実に改善しており、個人消費も持ち直しの動きがうかがえます。先行きについては、原油価格の動向や、米サブプライム問題などのリスク要因はあるものの、企業部門の好調さに起因する国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと思われま。山陰では公共投資の対前年割れ、住宅建設の減少など厳しい状況は続いています。設備投資の増加などに支えられ、回復過程にあると考えられます。

金融政策については、日本銀行が今年2月に政策金利を引き上げ、「補完貸付制度」の基準金利は0.75%、無担保コール翌日物レートは0.5%前後で推移するよう促すこととしましたが、その後金融政策の変更はなく、期中の翌日物金利は0.5%付近で推移しました。長期国債市場金利は、米国を中心とする世界的な金利上昇に引っ張られる形で、6月には一時1.9%を超えましたが、その後は米サブプライム問題を受けた米長期金利の低下や国内の追加利上げ観測の後退等を背景に、1.8~1.7%台で推移、期末には1.6%台まで低下しました。

日経平均株価は、好調な企業業績を反映して期初は1万7千円台で推移し、6月には一時1万8千円を超えましたが、その後は米サブプライム問題や原油価格の高騰などから株安となり、8月には1万6千円を割りました。その後は持ち直し、9月28日の日経平均株価は16,785円69銭でした。

対米ドル円相場は、期初は117~118円台で推移していましたが、米長期金利の上昇に伴う日米金利差などに伴い6月には一時124円台まで円安が進みました。その後ヘッジファンドが円を買い戻す動きなどから円高へと基調が変わり、期末には115円台となりました。また対ユーロ円相場については、期初157円台だったものが、欧州中央銀行が政策金利を引き上げた6月以降円安に弾みがつき、7月には一時168円台後半まで円安が進みました。その後も市場では金利先高感のあるユーロが選好され円安基調が続き、期末には163円台となりました。

(経営方針)

1 経営の基本方針

当行は、「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」を経営理念とし、自己責任と透明性に基づく健全経営を確保することを基本方針としております。

平成18年度からスタートした中期経営計画におきましては、質の高い金融サービスを提供し、お客様に喜んでいただける「役に立つ銀行」、しっかりとした対話を通じ、株主・お客様・地域そして従業員に「顔が見える銀行」、個性豊かで元気の良い行員が対応する「活力にあふれる銀行」の実践に努め、「新時代を乗り切るユニークな広域地方銀行」を目指しております。

2 中長期的な経営戦略と目標とする経営指標及び進捗状況

中期経営計画におきましては、経営理念である「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」の実現に向け、サービス業の原点である「顧客軸」という考え方を基本として、戦略策定を行っております。

具体的な取り組みといたしましては、まず、経営の最重要課題の一つとして、コンプライアンス態勢の強化に引き続き取り組むほか、当行の金融サービスを安心してご利用いただけるように、説明責任の徹底や、金融犯罪の未然防止に向けたセキュリティの強化など、顧客保護等管理態勢をより一層充実させてまいります。そのほか、CSRへの取り組みとして、自治体やNPOなどと連携をとりながら、森林保全活動を積極的に実施いたします。

営業面における取り組みといたしましては、メリハリのある店舗関連投資を行うことにより、お客様がより利用しやすい店舗ネットワークを構築していくほか、新商品・新サービスのご提供はもとより、当行のネットワークに集まる情報の有効活用を図り、お客様のニーズにお応えできる質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。また、良質な金融サービスをより実効性のあるものとするため、引き続き人材の育成についても積極的に取り組んでまいります。

なお、中期経営計画の最終年度である平成20年度の計数目標(通期)及び当中間期の実績は次のとおりであります。

項 目	計数目標(通期)	当中間期実績
コア業務純益	275億円	114億円
当期純利益	115億円	59億円
OHR(コア業務粗利益ベース)	60%未満	63.56%
ROE(当期純利益/純資産期首期末平均)	4.5%以上	4.74%
役務収益比率(役務収益/コア業務粗利益)	17.0%以上	14.72%
不良債権比率(金融再生法開示債権ベース)	3%未満	4.54%
連結当期純利益	120億円	60億円
(参考)単体自己資本比率	13.5%程度	14.15%

(業績)

預金は、法人預金及び公金預金が減少しましたが、個人預金が引き続き順調に推移したほか、金融機関預金も増加した結果、前期末残高に比べ143億円増加し、中間期末残高は3兆2,152億円となりました。

なお、預り資産(公共債・投資信託・年金保険)は、前期末残高に比べ230億円増加し、中間期末残高は3,247億円となりました。

貸出金は、消費者ローンなどの個人向け貸出が減少しましたが、法人向け貸出は山陰両県を中心に企業の資金需要低迷を背景として減少する一方で、東京地区などでは景気拡大に伴う企業の資金需要に対応したことなどから、前期末残高に比べ137億円増加し、中間期末残高は2兆1,076億円となりました。

有価証券は、市場動向や投資環境を勘案し、引き続き安全性・効率性を重視した投資に努めた結果、前期末残高に比べ795億円増加し、中間期末残高は1兆3,917億円となりました。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、前期末比0.25ポイント上昇の14.49%となりました。

損益状況については、調達コストの増加を主因に資金利益が減少したほか、貸倒引当金繰入額などと信費用の増加といった利益減少要因に対し、有価証券の効率的運用による債券関係損益・株式等関係損益の改善などの利益増加要因がありました。この結果、経常利益は前年同期比35億23百万円増加の121億18百万円となりました。また、中間純利益は前年同期比13億79百万円増加の60億54百万円となりました。

資金運用収支は、前年同期比8億32百万円減少の286億79百万円となりました。国内・国際業務部門の内訳につきましては、国内業務部門の資金運用収支は、資金運用収益が331億83百万円、資金調達費用が47億57百万円となりました結果、284億26百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は、資金運用収益が83億2百万円、資金調達費用が80億50百万円となりました結果、2億52百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が54億3百万円、役務取引等費用が12億75百万円となりました結果、前年同期比1億91百万円減少の41億28百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が106億77百万円、その他業務費用が106億80百万円となりました結果、前年同期比11億55百万円増加の△3百万円となりました。

また、事業の種類別セグメントの業績につきましては、銀行業で、経常収益が前年同期比130億41百万円増加し、経常費用が前年同期比99億24百万円増加したため、経常利益は前年同期比31億18百万円増加の108億4百万円となりました。

リース業では、経常収益が前年同期比2億6百万円増加し、経常費用が前年同期比1億17百万円減少したため、経常利益は前年同期比3億23百万円増加の8億13百万円となりました。

信用保証業務、クレジットカード業務等を行うその他の事業では、経常収益が前年同期比1億59百万円減少したものの、経常費用が前年同期比3億31百万円減少したため、経常利益は前年同期比1億73百万円増加の5億31百万円となりました。

当行の営業店舗につきましては、中間期末現在で国内本支店104か店、出張所44か店の合計148か店となりました。また、国内代理店は26か所であります。

なお、「業績等の概要」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

○キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは預金や譲渡性預金の残高増加などにより850億円の収入(前年同期比60億円増加)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得などにより892億円の支出(前年同期比82億円減少)となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の市場買付や配当金の支払などにより8億円の支出(前年同期比1億円減少)となりました。また、現金及び現金同等物の中間期末残高は、485億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門284億26百万円、国際業務部門2億52百万円となり、合計で286億79百万円と前年同期比8億32百万円の減少となりました。役務取引等収支は、国内業務部門41億10百万円、国際業務部門17百万円となり、合計で41億28百万円と前年同期比1億91百万円の減少となりました。また、その他業務収支は、国内業務部門25億33百万円、国際業務部門△25億36百万円となり、合計で△3百万円と前年同期比11億55百万円の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	28,874	637	29,511
	当中間連結会計期間	28,426	252	28,679
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	30,513	6,322	36,827
	当中間連結会計期間	33,183	8,302	41,316
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,639	5,684	7,315
	当中間連結会計期間	4,757	8,050	12,637
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,300	18	4,319
	当中間連結会計期間	4,110	17	4,128
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,511	41	5,552
	当中間連結会計期間	5,365	37	5,403
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,210	22	1,232
	当中間連結会計期間	1,254	20	1,275
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,099	△59	△1,158
	当中間連結会計期間	2,533	△2,536	△3
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	9,365	239	9,605
	当中間連結会計期間	10,544	132	10,677
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	10,465	298	10,764
	当中間連結会計期間	8,011	2,668	10,680

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行国内店及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引であります。また、「国際業務部門」とは、当行国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 連結会社間の取引相殺後の計数を記載しております。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間：国内業務部門4百万円、国際業務部門124百万円、当中間連結会計期間：国内業務部門10百万円、国際業務部門128百万円)を控除して表示しております。
- 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、国内業務部門3兆3,496億円、国際業務部門2,623億90百万円となり、両部門間の資金貸借の平均残高相殺後の合計で3兆5,207億90百万円と前年同期比1,248億85百万円の増加となりました。また資金運用利回りは、国内業務部門1.97%、国際業務部門6.31%となり、合計で2.34%と前年同期比0.18ポイントの上昇となりました。

資金調達勘定平均残高は、国内業務部門3兆2,126億94百万円、国際業務部門2,618億95百万円となり、両部門間の資金貸借の平均残高相殺後の合計で3兆3,833億89百万円と前年同期比1,147億39百万円の増加となりました。また資金調達利回りは、国内業務部門0.29%、国際業務部門6.13%となり、合計で0.74%と前年同期比0.30ポイントの上昇となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,223,955	30,513	1.88
	当中間連結会計期間	3,349,600	33,183	1.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,073,080	21,446	2.06
	当中間連結会計期間	2,029,519	22,596	2.22
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,447	4	0.56
	当中間連結会計期間	571	2	0.82
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,111,406	9,021	1.61
	当中間連結会計期間	1,272,931	10,423	1.63
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	7,781	5	0.15
	当中間連結会計期間	19,236	52	0.54
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27,014	28	0.21
	当中間連結会計期間	23,186	67	0.57
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	302	0	0.06
	当中間連結会計期間	493	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(12,693) 3,097,844	(8) 1,639	0.10
	当中間連結会計期間	(91,201) 3,212,694	(169) 4,757	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	2,952,534	1,207	0.08
	当中間連結会計期間	2,986,080	3,970	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	36,190	28	0.15
	当中間連結会計期間	44,497	148	0.66
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,914	2	0.09
	当中間連結会計期間	486	1	0.51
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	53,999	47	0.17
	当中間連結会計期間	65,404	205	0.62
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	41,115	170	0.82
	当中間連結会計期間	28,485	176	1.23

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については月末毎の残高ないし半年毎の残高に基づく平均残高を利用してしております。

2 「国内業務部門」とは、当行国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

3 連結会社間の債権・債務及び取引相殺後の計数を記載しております。

4 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間14,832百万円、当中間連結会計期間13,793百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間8,477百万円、当中間連結会計期間7,622百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間10百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

5 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(12,693) 184,643	(8) 6,322	6.82
	当中間連結会計期間	(91,201) 262,390	(169) 8,302	6.31
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,356	69	5.84
	当中間連結会計期間	975	24	5.03
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	134,961	3,126	4.62
	当中間連結会計期間	137,531	3,358	4.87
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	32,230	765	4.73
	当中間連結会計期間	30,902	762	4.92
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,007	21	4.24
	当中間連結会計期間	631	19	6.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間	183,500	5,684	6.17
	当中間連結会計期間	261,895	8,050	6.13
うち預金	前中間連結会計期間	123,689	3,092	4.98
	当中間連結会計期間	208,600	5,511	5.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	48,511	1,214	4.99
	当中間連結会計期間	43,683	1,157	5.28
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	15,282	289	3.77
	当中間連結会計期間	13,758	316	4.58
うちコマースヤル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 「国際業務部門」とは、当行国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を含めております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間4,031百万円、当中間連結会計期間4,188百万円)及び利息(前中間連結会計期間124百万円、当中間連結会計期間128百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,395,905	36,827	2.16
	当中間連結会計期間	3,520,790	41,316	2.34
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,075,437	21,515	2.06
	当中間連結会計期間	2,030,495	22,620	2.22
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,447	4	0.56
	当中間連結会計期間	571	2	0.82
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,246,368	12,147	1.94
	当中間連結会計期間	1,410,462	13,781	1.94
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	40,012	771	3.84
	当中間連結会計期間	50,138	814	3.24
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27,014	28	0.21
	当中間連結会計期間	23,186	67	0.57
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,310	21	3.28
	当中間連結会計期間	1,124	19	3.49
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,268,650	7,315	0.44
	当中間連結会計期間	3,383,389	12,637	0.74
うち預金	前中間連結会計期間	3,076,223	4,299	0.27
	当中間連結会計期間	3,194,680	9,481	0.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	36,190	28	0.15
	当中間連結会計期間	44,497	148	0.66
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	53,426	1,216	4.54
	当中間連結会計期間	44,169	1,158	5.23
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	69,281	336	0.96
	当中間連結会計期間	79,163	521	1.31
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	41,115	170	0.82
	当中間連結会計期間	28,485	176	1.23

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については月末毎の残高ないし半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 連結会社間の債権・債務及び取引相殺後の計数を記載しております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間14,832百万円、当中間連結会計期間13,793百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間12,508百万円、当中間連結会計期間11,810百万円)及び利息(前中間連結会計期間128百万円、当中間連結会計期間139百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門53億65百万円、国際業務部門37百万円となり、合計で54億3百万円と前年同期比1億49百万円の減少となりました。また、役務取引等費用は、国内業務部門12億54百万円、国際業務部門20百万円となり、合計で12億75百万円と前年同期比43百万円の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,511	41	5,552
	当中間連結会計期間	5,365	37	5,403
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,319	—	1,319
	当中間連結会計期間	1,195	—	1,195
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,612	36	1,649
	当中間連結会計期間	1,577	34	1,612
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	577	—	577
	当中間連結会計期間	625	—	625
うち代理業務	前中間連結会計期間	798	—	798
	当中間連結会計期間	744	—	744
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	33	—	33
	当中間連結会計期間	34	—	34
うち保証業務	前中間連結会計期間	359	4	364
	当中間連結会計期間	322	3	325
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,210	22	1,232
	当中間連結会計期間	1,254	20	1,275
うち為替業務	前中間連結会計期間	266	18	285
	当中間連結会計期間	259	16	275

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。また、「国際業務部門」とは、当行国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 連結会社間の取引相殺後の計数を記載しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,996,972	156,971	3,153,944
	当中間連結会計期間	2,985,013	230,223	3,215,236
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,346,835	—	1,346,835
	当中間連結会計期間	1,343,932	—	1,343,932
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,605,972	—	1,605,972
	当中間連結会計期間	1,612,599	—	1,612,599
うちその他	前中間連結会計期間	44,164	156,971	201,136
	当中間連結会計期間	28,481	230,223	258,704
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	56,100	—	56,100
総合計	前中間連結会計期間	2,996,972	156,971	3,153,944
	当中間連結会計期間	3,041,113	230,223	3,271,336

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。また、「国際業務部門」とは、当行国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

- 2 連結会社間の債権・債務相殺後の計数を記載しております。
- 3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
- 4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,106,148	100.00	2,107,673	100.00
製造業	257,364	12.21	271,270	12.87
農業	1,903	0.09	2,024	0.09
林業	396	0.01	196	0.00
漁業	2,597	0.12	1,488	0.07
鉱業	1,828	0.08	1,635	0.07
建設業	88,058	4.18	82,003	3.89
電気・ガス・熱供給・水道業	22,402	1.06	42,275	2.00
情報通信業	9,864	0.46	10,601	0.50
運輸業	55,362	2.62	54,010	2.56
卸売・小売業	269,689	12.80	257,555	12.21
金融・保険業	95,639	4.54	100,648	4.77
不動産業	215,007	10.20	204,559	9.70
各種サービス業	314,165	14.91	312,288	14.81
地方公共団体	228,826	10.86	230,032	10.91
その他	543,043	25.78	537,083	25.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,106,148	—	2,107,673	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外店及び海外連結子会社であります。なお、当行は平成18年9月30日及び平成19年9月30日現在、海外店及び海外連結子会社を保有しておりません。

3 連結会社間の債権・債務相殺後の計数を記載しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等(外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業およびこれらの所在する国の民間企業等)に対する債権残高はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	827,476	—	827,476
	当中間連結会計期間	906,246	—	906,246
地方債	前中間連結会計期間	172,566	—	172,566
	当中間連結会計期間	192,338	—	192,338
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	52,021	—	52,021
	当中間連結会計期間	60,459	—	60,459
株式	前中間連結会計期間	92,922	—	92,922
	当中間連結会計期間	89,916	—	89,916
その他の証券	前中間連結会計期間	17,512	139,327	156,840
	当中間連結会計期間	15,598	127,211	142,809
合計	前中間連結会計期間	1,162,500	139,327	1,301,827
	当中間連結会計期間	1,264,559	127,211	1,391,770

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。また、「国際業務部門」とは、当行国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 連結会社間の債権・債務相殺後の計数を記載しております。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	30,000	29,926	△74
経費(除く臨時処理分)	20,306	20,052	△254
人件費	9,017	8,791	△226
物件費	9,831	9,813	△18
税金	1,457	1,447	△10
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	9,693	9,873	180
一般貸倒引当金繰入額	30	3,788	3,758
業務純益	9,663	6,085	△3,578
うち債券関係損益	△2,529	△1,622	907
臨時損益	△1,847	4,858	6,705
株式関係損益	2,351	9,782	7,431
不良債権処理損失	4,271	4,797	526
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	3,989	4,763	774
債権売却損	281	34	△247
その他	—	—	—
その他臨時損益	71	△125	△196
経常利益	7,686	10,804	3,118
特別損益	△496	△950	△454
うち固定資産処分損益	△40	△99	△59
税引前中間純利益	7,190	9,853	2,663
法人税、住民税及び事業税	2,351	6,929	4,578
法人税等調整額	465	△3,038	△3,503
中間純利益	4,374	5,962	1,588

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.87	1.96	0.09
(イ)貸出金利回	2.03	2.19	0.16
(ロ)有価証券利回	1.62	1.64	0.02
(2) 資金調達原価 ②	1.39	1.51	0.12
(イ)預金等利回	0.08	0.27	0.19
(ロ)外部負債利回	0.25	0.47	0.22
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.48	0.45	△0.03

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.03	7.85	△0.18
業務純益ベース	8.00	4.84	△3.16
中間純利益ベース	3.62	4.74	1.12

(注) ROEを算出する際の分母となる純資産額は、期首残高と期末残高の単純平均を使用しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,161,723	3,223,037	61,314
預金(平残)	3,084,025	3,202,802	118,777
貸出金(末残)	2,114,196	2,115,634	1,438
貸出金(平残)	2,084,224	2,038,757	△45,467

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,032,881	2,069,358	36,477
法人	716,334	685,967	△30,367
合計	2,749,216	2,755,326	6,110

(注) 1 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 本支店間未達勘定整理前の計数であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	514,165	509,898	△4,267
住宅ローン残高	444,692	447,813	3,121
その他ローン残高	69,473	62,085	△7,388

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,507,691	1,443,101	△64,590
総貸出金残高	② 百万円	2,114,196	2,115,634	1,438
中小企業等貸出金比率	①/② %	71.31	68.21	△3.10
中小企業等貸出先件数	③ 件	187,785	174,950	△12,835
総貸出先件数	④ 件	188,260	175,434	△12,826
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.74	99.72	△0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	49	607	77	1,098
信用状	80	412	52	318
保証	3,656	34,338	3,283	30,959
計	3,785	35,358	3,412	32,377

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	20,705	20,705
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	15,654	15,523
	利益剰余金	177,870	187,523
	自己株式(△)	307	654
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	605	597
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	10,132	11,349
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
計 (A)	223,449	233,849	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,412	3,283
	一般貸倒引当金	12,979	16,591
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	16,391	19,874	
うち自己資本への算入額 (B)	14,609	13,875	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,684	2,028
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	236,375	245,696
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,742,980	1,510,038
	オフ・バランス取引等項目	48,559	47,104
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,557,143
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	137,595
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	11,007
	計 (E)+(F) (注5) (H)	1,791,540	1,694,739
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	13.19	14.49	
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)	—	13.79	

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当

する額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	20,705	20,705
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,516	15,516
	その他資本剰余金	122	1
	利益準備金	17,584	17,584
	その他利益剰余金	157,784	166,918
	その他	—	—
	自己株式(△)	281	654
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	608	597
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	210,823	219,475	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,412	3,283
	一般貸倒引当金	11,529	15,190
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	14,942	18,474
うち自己資本への算入額 (B)	14,369	13,555	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	431
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	225,091	232,599
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,704,877	1,471,692
	オフ・バランス取引等項目	48,148	46,738
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,518,431
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	125,113
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	10,009
計 (E)+(F) (注5) (H)	1,753,026	1,643,545	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		12.84	14.15
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		—	13.35

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37,817	32,017
危険債権	46,453	50,196
要管理債権	16,642	16,074
正常債権	2,054,657	2,065,805

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

金融機関を取り巻く環境は、規制緩和の進展に伴う他業態からの金融サービスへの参入や、お客様ニーズの高度化・多様化など、大きく変化しています。このような状況のもとで、ゆるぎない経営基盤を築き上げ、お客様にご安心してお取引いただくために、引き続き高い健全性を維持していくとともに、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成に努めてまいります。

また、地域のリーディングバンクとして、地域経済活性化の一助を担うことが当行の大きな責務であると考えております。最良の金融サービスのタイムリーな提供、取引先活性化支援に向けた相談機能の発揮などによって、地域金融の円滑化に努めてまいります。その他、地域における充実した店舗・ATMネットワークをより利用しやすいものとし、利用者の皆様の利便性を一層向上させてまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,021,000
計	495,021,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	171,529,472	171,529,472	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	171,529,472	171,529,472	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	171,529	—	20,705,307	—	15,516,412

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	7,278	4.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,075	4.12
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	6,015	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,552	2.65
山陰合同銀行従業員持株会	島根県松江市魚町10番地	4,430	2.58
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	3,006	1.75
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,850	1.66
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	2,449	1.42
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 505103	P. O. BOX 351 BOSTON MASS ACHUSETTS 02101 U. S. A	2,318	1.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,294	1.33
計	—	42,272	24.64

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 7,075千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4,552千株

2 次の法人から、当中間会計期間中に大量保有報告書(変更報告書)の提出があり(報告義務発生日 平成19年6月15日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ブランドス・インベストメン ト・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 92191- 9048 サンディエゴ、エル・カミノ・レアー ル 11988、500号室	12,889	7.51

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 681,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 167,050,000	167,050	同上
単元未満株式	普通株式 3,798,472	—	同上
発行済株式総数	171,529,472	—	—
総株主の議決権	—	167,050	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が35,000株(議決権35個)含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が819株含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10番地	681,000	—	681,000	0.39
計	—	681,000	—	681,000	0.39

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,203	1,230	1,220	1,178	1,044	973
最低(円)	1,097	1,094	1,130	1,001	862	845

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 の連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		111,533	3.03	49,324	1.31	55,479	1.52
コールローン及び買入手形		28,964	0.78	44,218	1.17	61,633	1.69
買入金銭債権		2,754	0.07	3,382	0.08	3,035	0.08
商品有価証券		548	0.01	508	0.01	468	0.01
金銭の信託		12,672	0.34	11,763	0.31	11,531	0.31
有価証券	※1, 8, 13	1,301,827	35.43	1,391,770	36.98	1,312,263	35.98
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	2,106,148	57.32	2,107,673	56.00	2,093,964	57.42
外国為替	※7	1,947	0.05	1,726	0.04	1,995	0.05
その他資産	※8	58,631	1.59	107,910	2.86	58,834	1.61
有形固定資産	※10, 11, 12	49,358	1.34	49,788	1.32	50,125	1.37
無形固定資産		2,299	0.06	1,939	0.05	2,033	0.05
繰延税金資産		12,714	0.34	11,419	0.30	2,252	0.06
支払承諾見返		35,769	0.97	32,743	0.87	34,956	0.95
貸倒引当金		△50,940	△1.38	△50,487	△1.34	△42,052	△1.15
投資損失引当金		△50	△0.00	△116	△0.00	△89	△0.00
資産の部合計		3,674,181	100.00	3,763,563	100.00	3,646,433	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	3,153,944	85.84	3,215,236	85.43	3,200,898	87.78
譲渡性預金		—	—	56,100	1.49	1,000	0.02
コールマネー及び売渡手形		43,829	1.19	31,452	0.83	39,270	1.07
債券貸借取引受入担保金	※8	81,020	2.20	74,747	1.98	16,197	0.44
借入金	※8	48,383	1.31	25,363	0.67	47,934	1.31
外国為替		12	0.00	24	0.00	79	0.00
その他負債	※8	27,096	0.73	49,558	1.31	24,914	0.68
賞与引当金		1,151	0.03	1,131	0.03	1,147	0.03
役員賞与引当金		32	0.00	32	0.00	65	0.00
退職給付引当金		21,751	0.59	8,764	0.23	8,866	0.24
役員退職慰労引当金		—	—	533	0.01	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	214	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10	4,700	0.12	4,565	0.12	4,675	0.12
支払承諾		35,769	0.97	32,743	0.87	34,956	0.95
負債の部合計		3,417,693	93.01	3,500,467	93.00	3,380,005	92.69
(純資産の部)							
資本金		20,705	0.56	20,705	0.55	20,705	0.56
資本剰余金		15,654	0.42	15,523	0.41	15,516	0.42
利益剰余金		177,870	4.84	187,523	4.98	181,952	4.98
自己株式		△307	△0.00	△654	△0.01	△407	△0.01
株主資本合計		213,922	5.82	223,098	5.92	217,766	5.97
その他有価証券評価差額金		29,434	0.80	25,758	0.68	34,988	0.95
繰延ヘッジ損益		△15	△0.00	4	0.00	7	0.00
土地再評価差額金	※10	2,883	0.07	2,731	0.07	2,846	0.07
評価・換算差額等合計		32,302	0.87	28,493	0.75	37,841	1.03
少数株主持分		10,263	0.27	11,504	0.30	10,819	0.29
純資産の部合計		256,488	6.98	263,096	6.99	266,427	7.30
負債及び純資産の部合計		3,674,181	100.00	3,763,563	100.00	3,646,433	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		55,057	100.00	68,228	100.00	110,466	100.00
資金運用収益		36,827		41,316		75,686	
(うち貸出金利息)		(21,515)		(22,620)		(43,746)	
(うち有価証券利息配当金)		(12,152)		(13,784)		(24,879)	
役務取引等収益		5,552		5,403		11,228	
その他業務収益		9,605		10,677		18,986	
その他経常収益		3,072		10,831		4,564	
経常費用		46,462	84.38	56,109	82.23	102,560	92.84
資金調達費用		7,444		12,777		17,542	
(うち預金利息)		(4,299)		(9,481)		(11,399)	
役務取引等費用		1,232		1,275		2,540	
その他業務費用		10,764		10,680		19,688	
営業経費		21,499		21,632		42,656	
その他経常費用	※1	5,520		9,744		20,131	
経常利益		8,595	15.61	12,118	17.76	7,905	7.15
特別利益		12	0.02	24	0.03	14,075	12.74
特別損失	※2	511	0.92	1,043	1.52	796	0.72
税金等調整前中間(当期)純利益		8,097	14.70	11,099	16.26	21,184	19.17
法人税、住民税及び事業税		3,000	5.44	7,634	11.18	1,069	0.96
法人税等調整額		428	0.77	△3,182	△4.66	7,845	7.10
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△7	△0.01	593	0.86	243	0.21
中間(当期)純利益		4,675	8.49	6,054	8.87	12,025	10.88

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	20,705	15,653	173,742	△238	209,863
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△605	—	△605
役員賞与(注)	—	—	△54	—	△54
中間純利益	—	—	4,675	—	4,675
自己株式の取得	—	—	—	△74	△74
自己株式の処分	—	1	—	4	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	112	—	112
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	1	4,128	△69	4,059
平成18年9月30日残高(百万円)	20,705	15,654	177,870	△307	213,922

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	26,955	—	2,996	29,951	10,310	250,125
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△605
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△54
中間純利益	—	—	—	—	—	4,675
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△74
自己株式の処分	—	—	—	—	—	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	112
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,478	△15	△112	2,350	△47	2,302
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,478	△15	△112	2,350	△47	6,362
平成18年9月30日残高(百万円)	29,434	△15	2,883	32,302	10,263	256,488

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	20,705	15,516	181,952	△407	217,766
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△598	—	△598
中間純利益	—	—	6,054	—	6,054
自己株式の取得	—	—	—	△270	△270
自己株式の処分	—	7	—	23	31
土地再評価差額金の取崩	—	—	115	—	115
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	7	5,571	△247	5,331
平成19年9月30日残高(百万円)	20,705	15,523	187,523	△654	223,098

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	34,988	7	2,846	37,841	10,819	266,427
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△598
中間純利益	—	—	—	—	—	6,054
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△270
自己株式の処分	—	—	—	—	—	31
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	115
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△9,229	△3	△115	△9,348	684	△8,663
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△9,229	△3	△115	△9,348	684	△3,331
平成19年9月30日残高(百万円)	25,758	4	2,731	28,493	11,504	263,096

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	20,705	15,653	173,742	△238	209,863
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△1,210	—	△1,210
役員賞与(注)	—	—	△54	—	△54
当期純利益	—	—	12,025	—	12,025
自己株式の取得	—	—	—	△3,047	△3,047
自己株式の処分	—	8	—	32	40
自己株式の消却	—	△145	△2,700	2,845	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	150	—	150
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	△137	8,209	△169	7,903
平成19年3月31日残高(百万円)	20,705	15,516	181,952	△407	217,766

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	26,955	—	2,996	29,951	10,310	250,125
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△1,210
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△54
当期純利益	—	—	—	—	—	12,025
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3,047
自己株式の処分	—	—	—	—	—	40
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	150
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	8,032	7	△150	7,889	508	8,398
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	8,032	7	△150	7,889	508	16,302
平成19年3月31日残高(百万円)	34,988	7	2,846	37,841	10,819	266,427

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目が含まれております。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		8,097	11,099	21,184
減価償却費		6,700	6,556	13,630
減損損失		463	268	581
貸倒引当金の増加額		2,192	8,434	△6,695
投資損失引当金の増加額		20	27	59
賞与引当金の増加額		△14	△16	△18
役員賞与引当金の増加額		32	△32	65
退職給付引当金の増加額		△424	△101	△13,310
役員退職慰労引当金の増加額		—	533	—
睡眠預金払戻損失引当金の 増加額		—	214	—
資金運用収益		△36,827	△41,316	△75,686
資金調達費用		7,444	12,777	17,542
有価証券関係損益(△)		210	△8,309	△101
金銭の信託の運用損益(△)		△54	△138	△14
為替差損益(△)		△1,665	△90	△225
固定資産処分損益(△)		37	99	150
厚生年金基金代行部分返上益		—	—	△14,005
貸出金の純増(△)減		28,058	△13,708	40,242
預金の純増減(△)		18,636	14,337	65,590
譲渡性預金の純増減(△)		△700	55,100	300
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		20,034	△22,570	19,585
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△522	1,108	△650
コールローン等の純増(△)減		17,842	17,068	△15,107
コールマネー等の純増減(△)		△33,568	△7,817	△38,128
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		43,033	58,549	△21,789
外国為替(資産)の純増(△)減		△1,076	268	△1,124
外国為替(負債)の純増減(△)		△19	△55	47
資金運用による収入		35,313	40,846	74,623
資金調達による支出		△6,638	△11,389	△15,733
その他		△27,200	△36,095	△21,866
小計		79,405	85,650	29,145
法人税等の支払額		△410	△615	△856
営業活動による キャッシュ・フロー		78,995	85,035	28,288

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 の連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△220,390	△289,433	△302,267
有価証券の売却による収入		100,723	154,281	145,119
有価証券の償還による収入		39,373	47,465	76,903
金銭の信託の増加による支出		△626	△696	△2,430
金銭の信託の減少による収入		179	510	2,940
有形固定資産の取得による 支出		△1,372	△1,469	△3,744
無形固定資産の取得による 支出		△330	△361	△496
有形固定資産の売却による 収入		1,459	467	1,059
無形固定資産の売却による 収入		—	1	0
投資活動による キャッシュ・フロー		△80,983	△89,234	△82,915
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△605	△598	△1,210
少数株主への配当金支払額		△10	△8	△10
自己株式の取得による支出		△74	△270	△3,047
自己株式の売却による収入		5	31	40
財務活動による キャッシュ・フロー		△684	△846	△4,227
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		0	△0	0
V 現金及び現金同等物 の増加額		△2,673	△5,047	△58,855
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		112,452	53,597	112,452
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		109,779	48,550	53,597

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 13社 松江不動産(株) 合銀ビジネスサービス(株) ごうぎんスタッフサービス(株) (株)ごうぎん代理店 (株)山陰オフィスサービス 山陰債権回収(株) 山陰総合リース(株) ごうぎん保証(株) (株)ごうぎんクレジット (株)山陰経済経営研究所 ごうぎんシステムサービス(株) ごうぎんキャピタル(株) 山陰カードビジネス(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 5社 ごうぎんキャピタル1号投資事業組合 ごうぎんキャピタル2号投資事業組合 ごうぎんインベストグロース投資事業有限責任組合 トニー2002投資事業有限責任組合 島根新産業創出投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 13社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 5社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 13社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 5社 ごうぎんキャピタル1号投資事業組合 ごうぎんキャピタル2号投資事業組合 ごうぎんインベストグロース投資事業有限責任組合 トニー2002投資事業有限責任組合 島根新産業創出投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 0社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 5社 ごうぎんキャピタル1 号投資事業組合 ごうぎんキャピタル2 号投資事業組合 ごうぎんインベストグ ロース投資事業有限責 任組合 トニー2002投資事 業有限責任組合 島根新産業創出投資事 業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 1社 山陰中小企業再生支援 投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結 子会社及び関連会社は、 中間純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持分 に見合う額)及び繰延ヘッジ 損益(持分に見合う額)等 からみて、持分法の対象 から除いても中間連結財 務諸表に重要な影響を与 えないため、持分法の対 象から除いております。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 5社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 1社 同左</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 5社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 1社 山陰中小企業再生支援 投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結 子会社及び関連会社は、 当期純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持分 に見合う額)及び繰延ヘッジ 損益(持分に見合う額)等 からみて、持分法の対象 から除いても連結財務諸 表に重要な影響を与えな いため、持分法の対象か ら除いております。</p>
3 連結子会社の(中 間)決算日等に関す る事項	連結子会社の中間決算日 は、すべて9月末日であり ます。	同左	連結子会社の決算日は、 すべて3月末日でありま す。
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価 は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定) により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：5年～15年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：5年～15年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：5年～15年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ14百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ61百万円減少しております。</p>	
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は32百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は65百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、現在は過去分返上の手続を進めており、当連結会計年度の下期において過去分返上確定の見込みが高くなっております。当中間連結会計期間末において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、11,808百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払いが当中間連結会計期間末に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は13,684百万円あります。</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年1月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。当連結会計年度における損益への影響額は、特別利益として14,005百万円を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりますが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は92百万円、特別損失は441百万円それぞれ増加し、経常利益は92百万円、税金等調整前中間純利益は533百万円それぞれ減少しております。</p>	—

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(11)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理をしておりましたが、当中間連結会計期間から監査・保証実務委員会報告第42号を適用し、当中間連結会計期間末において過去の支払実績に基づく将来支払発生見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ特別損失は214百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	—

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(13)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(13)リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(13)リース取引の処理方法 同左</p>
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金に対して個別に金利スワップ取引の紐付けを行い、市場金利の変動による価値変動をヘッジしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p>
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p>		
	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 同左	(15) 消費税等の会計処理 同左
	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(16) 税効果会計に関する事項 同左	—————
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は246,240百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は255,600百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び当中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、従来繰延ヘッジ損失については「その他資産」、繰延ヘッジ利益については「その他負債」に計上していましたが、税効果額を控除のうえ純額にて評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の出資金1,567百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,457百万円、延滞債権額は36,901百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は995百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,550百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の出資金1,598百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,364百万円、延滞債権額は72,066百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,202百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の出資金1,625百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,788百万円、延滞債権額は71,976百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,072百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,905百万円であります。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,633百万円であります。</p> <p>前連結会計年度末から、資産の自己査定上の債務者区分である「破綻先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず破綻先債権とし、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず、延滞債権としております。この変更に伴い、破綻先債権額は142百万円、延滞債権額は40,062百万円それぞれ増加し、3カ月以上延滞債権額は2,130百万円、貸出条件緩和債権額は22,953百万円それぞれ減少しております。また、合計額は15,119百万円増加しております。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,838百万円であります。</p> <p>当連結会計年度から、資産の自己査定上の債務者区分である「破綻先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず破綻先債権とし、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず、延滞債権としております。この変更に伴い、破綻先債権額は84百万円、延滞債権額は47,557百万円それぞれ増加し、3カ月以上延滞債権額は3,646百万円、貸出条件緩和債権額は27,745百万円それぞれ減少しております。また、合計額は16,250百万円増加しております。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,070百万円であります。</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、69,340百万円であります。</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、10,830百万円であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,889百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,931百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,816百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 211,822百万円</p> <p>その他資産 37百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 44,011百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 81,020百万円</p> <p>借入金 20,000百万円</p> <p>その他負債 80百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,085百万円およびその他資産19百万円を差し入れております。</p> <p>また、借入金31,329百万円の担保として、簿外資産であるリース債権33,267百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は569百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、650,429百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが629,743百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 202,891百万円</p> <p>その他資産 42百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 38,780百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 74,747百万円</p> <p>その他負債 80百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,409百万円およびその他資産9百万円を差し入れております。</p> <p>また、借入金28,364百万円の担保として、簿外資産であるリース債権30,004百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は540百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、675,968百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが644,983百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 142,048百万円</p> <p>その他資産 37百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 102,310百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 16,197百万円</p> <p>借入金 20,000百万円</p> <p>その他負債 80百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,339百万円およびその他資産9百万円を差し入れております。</p> <p>また、借入金22,070百万円の担保として、簿外資産であるリース債権24,269百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は551百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、656,621百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが633,618百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,467百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 48,221百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 47,354百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 47,576百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,488百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,472百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,472百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,980百万円であります。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は10,280百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																																																								
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却172百万円、貸倒引当金繰入額4,583百万円、株式等償却146百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失281百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております(ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。貸貸資産は、原則貸貸先毎にグルーピングを行っております。</p> <p>また、連結子会社は、主として各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の資産グループ(営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産)について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計463百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却169百万円、貸倒引当金繰入額8,890百万円、株式等償却213百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失175百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております(ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。貸貸資産は、原則貸貸先毎にグルーピングを行っております。</p> <p>また、連結子会社は、主として各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の資産グループ(営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産)について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計268百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却498百万円、株式等償却391百万円、貸出債権等の売却に伴う損失4,951百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております(ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。貸貸資産は、原則貸貸先毎にグルーピングを行っております。</p> <p>また、連結子会社は、主として各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の資産グループ(営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産)について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計581百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰地区</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>山陰地区</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	山陰地区	営業店舗	土地・建物	223	山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	178	その他	営業店舗	建物	3	その他	遊休資産	土地・建物・動産	57	合計	—	—	463	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰地区</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>山陰地区</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	山陰地区	営業店舗	土地・建物	104	山陰地区	遊休資産	土地・建物	130	その他	営業店舗	土地・建物	33	その他	遊休資産	建物	0	合計	—	—	268	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰地区</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>山陰地区</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	山陰地区	営業店舗	土地・建物	223	山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	210	その他	営業店舗	建物	3	その他	遊休資産	土地・建物・動産	143	合計	—	—	581
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																							
山陰地区	営業店舗	土地・建物	223																																																																							
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	178																																																																							
その他	営業店舗	建物	3																																																																							
その他	遊休資産	土地・建物・動産	57																																																																							
合計	—	—	463																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																							
山陰地区	営業店舗	土地・建物	104																																																																							
山陰地区	遊休資産	土地・建物	130																																																																							
その他	営業店舗	土地・建物	33																																																																							
その他	遊休資産	建物	0																																																																							
合計	—	—	268																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																							
山陰地区	営業店舗	土地・建物	223																																																																							
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	210																																																																							
その他	営業店舗	建物	3																																																																							
その他	遊休資産	土地・建物・動産	143																																																																							
合計	—	—	581																																																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	174,053	—	—	174,053	
合計	174,053	—	—	174,053	
自己株式					
普通株式	306	67	4	368	(注)
合計	306	67	4	368	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取請求及び買増請求に係るものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	608	3.5	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	608	利益剰余金	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	171,529	—	—	171,529	
合 計	171,529	—	—	171,529	
自己株式					
普通株式	436	275	31	681	(注)
合 計	436	275	31	681	

(注) 自己株式の増加のうち、179千株は自己株式の市場買付、96千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち、13千株は当行の連結子会社が保有していた当行株式の売却、17千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	598	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	597	利益剰余金	3.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	174,053	—	2,524	171,529	(注) 1
合計	174,053	—	2,524	171,529	
自己株式					
普通株式	306	2,705	2,575	436	(注) 2
合計	306	2,705	2,575	436	

(注) 1 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式の増加のうち2,524千株は自己株式の市場買付、181千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち2,524千株は自己株式の消却、37千株は当行の連結子会社が保有していた当行株式の売却、14千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	608	3.5	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	608	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	598	利益剰余金	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月27日

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 111,533	現金預け金勘定 49,324	現金預け金勘定 55,479
日本銀行への預け金 以外の預け金 $\Delta 1,754$	日本銀行への預け金 以外の預け金 $\Delta 774$	日本銀行への預け金 以外の預け金 $\Delta 1,882$
現金及び現金同等物 <u>109,779</u>	現金及び現金同等物 <u>48,550</u>	現金及び現金同等物 <u>53,597</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 51,140百万円	動産 48,273百万円	動産 55,626百万円
その他 16,370百万円	その他 17,289百万円	その他 19,567百万円
合計 67,511百万円	合計 65,563百万円	合計 75,194百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 28,975百万円	動産 27,456百万円	動産 33,842百万円
その他 8,805百万円	その他 9,200百万円	その他 10,992百万円
合計 37,781百万円	合計 36,656百万円	合計 44,834百万円
減損損失累計額	減損損失累計額	減損損失累計額
動産 ー百万円	動産 ー百万円	動産 ー百万円
その他 ー百万円	その他 ー百万円	その他 ー百万円
合計 ー百万円	合計 ー百万円	合計 ー百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 22,165百万円	動産 20,816百万円	動産 21,784百万円
その他 7,564百万円	その他 8,089百万円	その他 8,575百万円
合計 29,729百万円	合計 28,906百万円	合計 30,359百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 10,181百万円	1年内 10,058百万円	1年内 10,353百万円
1年超 20,940百万円	1年超 20,246百万円	1年超 21,420百万円
合計 31,122百万円	合計 30,305百万円	合計 31,773百万円
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 ー百万円	・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 ー百万円	・リース資産減損勘定の年度末残高 ー百万円
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料 6,507百万円	受取リース料 6,453百万円	受取リース料 13,325百万円
減価償却費 5,979百万円	減価償却費 6,113百万円	減価償却費 12,397百万円
受取利息相当額 515百万円	受取利息相当額 524百万円	受取利息相当額 1,053百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	3,153	3,147	△6
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	500	498	△1
その他	—	—	—
合計	3,653	3,645	△8

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	48,669	90,399	41,729
債券	1,031,323	1,038,099	6,775
国債	819,387	824,322	4,935
地方債	170,861	172,566	1,704
短期社債	—	—	—
社債	41,074	41,210	136
その他	155,572	156,659	1,086
合計	1,235,565	1,285,158	49,592

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 時価が著しく下落したと判断されるその他有価証券について減損処理を行うこととしております。なお、時価が著しく下落したと判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

① 株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

② 株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③ 債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

また、当中間連結会計期間における減損処理額は、株式22百万円であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	9,990
その他有価証券	
非上場株式	2,523

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,952	2,952	0
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	2,952	2,952	0

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	53,171	87,836	34,665
債券	1,135,831	1,145,717	9,886
国債	894,302	903,294	8,991
地方債	191,488	192,338	850
短期社債	—	—	—
社債	50,041	50,085	44
その他	144,324	142,625	△1,698
合計	1,333,327	1,376,180	42,852

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 時価が著しく下落したと判断されるその他有価証券について減損処理を行うこととしております。なお、時価が著しく下落したと判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

① 株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

② 株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③ 債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

また、当中間連結会計期間における減損処理額は、株式142百万円、その他2,197百万円であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	10,180
その他有価証券	
非上場株式	2,079

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	468	7

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	3,153	3,148	△4	1	6
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	500	498	△1	—	1
その他	—	—	—	—	—
合計	3,653	3,647	△5	1	7

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	57,265	106,129	48,864	49,510	646
債券	1,023,105	1,030,255	7,149	9,419	2,269
国債	805,835	811,563	5,727	7,580	1,852
地方債	170,408	171,706	1,297	1,421	124
短期社債	—	—	—	—	—
社債	46,861	46,985	124	416	292
その他	157,002	159,178	2,175	3,596	1,421
合計	1,237,373	1,295,562	58,189	62,526	4,336

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 時価が著しく下落したと判断されるその他有価証券について減損処理を行うこととしております。なお、時価が著しく下落したと判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

① 株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

② 株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③ 債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

また、当連結会計年度における減損処理額は、株式113百万円であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	100	101	1

(売却の理由) 社債の売却については、買入消却によるものであります。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	148,123	4,172	3,652

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	10,480
その他有価証券	
非上場株式	2,109

7 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	45,254	180,446	761,110	57,848
国債	18,598	65,356	688,823	41,938
地方債	18,398	89,439	63,868	—
短期社債	—	—	—	—
社債	8,258	25,650	8,418	15,909
その他	5,198	27,989	39,687	68,169
合計	50,453	208,435	800,797	126,017

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	507	507	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	600	600	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,988	16

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の 信託	543	543	—	—	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	49,592
その他有価証券	49,592
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,027
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	29,565
(△)少数株主持分相当額	131
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	29,434

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	42,852
その他有価証券	42,852
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金資産	400
(△)繰延税金負債	16,539
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	25,913
(△)少数株主持分相当額	155
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	25,758

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	58,189
その他有価証券	58,189
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金資産	539
(△)繰延税金負債	22,491
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	35,158
(△)少数株主持分相当額	170
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	34,988

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	3,100	5	5
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	5	5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	5,980	33	33
	為替予約	60,005	0	0
	通貨オプション	11,078	0	2
	その他	—	—	—
	合計	—	34	36

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	238	241	△3
	株式指数オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	241	△3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	268	269	△0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	269	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,600	10	10
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	10	10

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	13,476	83	83
	為替予約	73,749	20	20
	通貨オプション	7,191	△0	9
	その他	—	—	—
	合計	—	103	112

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	317	336	△19
	株式指数オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	336	△19

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	270	269	0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	269	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行では取引所取引で金利先物、金利先物オプション、株式指数先物、株式指数オプション、債券先物、債券先物オプション、また店頭取引で金利スワップ、キャップ、フロア、通貨スワップ、通貨オプション、先物為替予約、債券店頭オプションのデリバティブ取引を行っております。なお、当連結会計年度において取引実績があったものは、株式指数先物、株式指数オプション、債券先物、債券先物オプション、金利スワップ、通貨スワップ、通貨オプション、先物為替予約、債券店頭オプションであります。

(2) 取組方針および利用目的

当行におけるデリバティブ取引を利用目的別に列挙しますと、下記の①～④となります。

- ① お客様の多様化する資金運用・調達のニーズにお応えするためにご提供するもの
金利スワップ、キャップ、フロア、先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプションの各取引
- ② 金利リスクを軽減するために行うもの
金利先物、債券先物、債券先物オプション、金利スワップ、キャップ、フロアの各取引
- ③ 為替リスクを軽減するために行うもの
先物為替予約、通貨スワップの各取引
- ④ 事前に承認された一定のリスクの範囲内でトレーディング目的で行うもの
金利先物、金利先物オプション、株式指数先物、株式指数オプション、債券先物、債券先物オプション、先物為替予約、通貨オプション、債券店頭オプションの各取引

上記のうち、ヘッジ目的のデリバティブ取引は、行内規程に定めるヘッジ方針に基づき実施しており、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）・「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に定める要件を満たしているものはヘッジ会計を適用しております。

A ヘッジ手段

金利スワップ、通貨スワップ等

B ヘッジ対象

貸出金、有価証券、預金

C ヘッジの有効性評価の方法

相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定するほか、一部については個別に対応させて評価しております。また、為替変動リスクヘッジについては、通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引にかかるリスクの内容

一般にデリバティブ取引に伴い発生するリスクの主なものは、市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクであります。市場リスクは金利・為替等の変動から生じるリスクであり、急激に相場が変動する場合には市場流動性リスクも発生します。信用リスクは取引の相手方の取引不履行という事態から発生するリスクであり、そのリスク額は当該契約を再構築する為に必要な費用額として算出されます。市場流動性リスクは必要なときに適切な取引を適切な市場価格で取引できないリスクであります。

(4) 取引にかかるリスク管理体制

当行ではこれらのデリバティブ取引に伴って発生するリスクを管理するため、職務権限や取引限度額等を設定して厳格な運営をするとともに、定期的に評価、分析し、その内容をALM委員会で報告しております。さらに、CR統括部において、デリバティブ取引を含む市場取引関連のリスク管理体制の強化を図っております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、その金額自体はデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	1,850	1,350	7	7
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	7	7

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	7,526	7,526	42	42
	為替予約				
	売建	46,403	—	△417	△417
	買建	46,340	—	408	408
	通貨オプション				
	売建	6,716	—	△68	△30
	買建	6,716	—	68	37
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	33	39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	167	—	171	△3
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等ス ワップ				
	株価指数変化率受取 ・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	171	△3

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	134	—	134	0
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	134	0

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	44,675	8,712	1,669	55,057	—	55,057
(2) セグメント間の内部 経常収益	161	369	2,296	2,827	(2,827)	—
計	44,837	9,082	3,966	57,885	(2,827)	55,057
経常費用	37,150	8,592	3,607	49,349	(2,887)	46,462
経常利益	7,686	490	358	8,535	59	8,595

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	57,669	8,934	1,624	68,228	—	68,228
(2) セグメント間の内部 経常収益	208	353	2,183	2,745	(2,745)	—
計	57,878	9,288	3,807	70,974	(2,745)	68,228
経常費用	47,074	8,475	3,276	58,825	(2,715)	56,109
経常利益	10,804	813	531	12,148	(29)	12,118

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	89,308	17,610	3,547	110,466	—	110,466
(2) セグメント間の内部 経常収益	332	708	4,556	5,598	(5,598)	—
計	89,641	18,318	8,104	116,064	(5,598)	110,466
経常費用	83,481	17,826	6,972	108,280	(5,719)	102,560
経常利益	6,160	492	1,131	7,784	121	7,905

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) その他の事業・・・信用保証、クレジットカード業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	6,677
II 連結経常収益	55,057
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.12

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	8,560
II 連結経常収益	68,228
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.54

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	14,262
II 連結経常収益	110,466
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.91

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,417.65	1,472.60	1,493.97
1株当たり 中間(当期)純利益	円	26.91	35.34	69.40
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	256,488	263,096	266,427
純資産の部の合計額か ら控除する金額	百万円	10,263	11,504	10,819
うち少数株主持分	百万円	10,263	11,504	10,819
普通株式に係る(中間) 期末の純資産額	百万円	246,224	251,591	255,608
1株当たり純資産額の 算定に用いられた(中間) 期末の普通株式の数	千株	173,684	170,847	171,092

(2) 1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	4,675	6,054	12,025
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	4,675	6,054	12,025
普通株式の (中間)期中平均株式数	千株	173,716	171,302	173,254

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		110,958	3.05	48,966	1.31	54,825	1.52
コールローン		28,964	0.79	44,218	1.18	61,633	1.71
買入金銭債権		635	0.01	453	0.01	506	0.01
商品有価証券		548	0.01	508	0.01	468	0.01
金銭の信託		12,672	0.34	11,763	0.31	11,531	0.31
有価証券	※1,8, 13	1,297,669	35.73	1,387,939	37.28	1,308,143	36.29
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,9	2,114,196	58.21	2,115,634	56.83	2,102,274	58.32
外国為替	※7	1,947	0.05	1,726	0.04	1,995	0.05
その他資産	※8	15,651	0.43	66,825	1.79	16,663	0.46
有形固定資産	※10, 11,12	46,785	1.28	47,274	1.26	47,583	1.32
無形固定資産		2,290	0.06	1,930	0.05	2,024	0.05
繰延税金資産		11,594	0.31	9,979	0.26	970	0.02
支払承諾見返		35,358	0.97	32,377	0.86	34,566	0.95
貸倒引当金		△47,587	△1.31	△47,089	△1.26	△38,961	△1.08
投資損失引当金		△10	△0.00	△24	△0.00	△16	△0.00
資産の部合計		3,631,675	100.00	3,722,483	100.00	3,604,209	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	3,161,723	87.05	3,223,037	86.58	3,209,341	89.04
譲渡性預金		—	—	56,100	1.50	1,000	0.02
コールマネー		43,829	1.20	31,452	0.84	39,270	1.08
債券貸借取引受入担保金	※8	81,020	2.23	74,747	2.00	16,197	0.44
借入金	※8	20,000	0.55	—	—	20,000	0.55
外国為替		12	0.00	24	0.00	79	0.00
その他負債		18,586	0.51	41,288	1.10	16,545	0.45
賞与引当金		1,017	0.02	1,004	0.02	1,023	0.02
役員賞与引当金		32	0.00	32	0.00	65	0.00
退職給付引当金		21,669	0.59	8,656	0.23	8,778	0.24
役員退職慰労引当金		—	—	427	0.01	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	214	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※12	4,700	0.12	4,565	0.12	4,675	0.12
支払承諾		35,358	0.97	32,377	0.86	34,566	0.95
負債の部合計		3,387,950	93.28	3,473,926	93.32	3,351,543	92.98

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		20,705	0.57	20,705	0.55	20,705	0.57
資本剰余金		15,638	0.43	15,518	0.41	15,516	0.43
資本準備金		15,516		15,516		15,516	
その他資本剰余金		122		1		—	
利益剰余金		175,369	4.82	184,503	4.95	179,025	4.96
利益準備金		17,584		17,584		17,584	
その他利益剰余金		157,784		166,918		161,440	
固定資産圧縮積立金		201		224		224	
退職慰労基金		315		315		315	
別段積立金		149,514		157,014		149,514	
繰越利益剰余金		7,753		9,364		11,385	
自己株式		△281	△0.00	△654	△0.01	△400	△0.01
株主資本合計		211,431	5.82	220,073	5.91	214,846	5.96
その他有価証券評価差額金		29,425	0.81	25,748	0.69	34,965	0.97
繰延ヘッジ損益		△15	△0.00	4	0.00	7	0.00
土地再評価差額金	※12	2,883	0.07	2,731	0.07	2,846	0.07
評価・換算差額等合計		32,293	0.88	28,483	0.76	37,819	1.04
純資産の部合計		243,725	6.71	248,556	6.67	252,666	7.01
負債及び純資産の部合計		3,631,675	100.00	3,722,483	100.00	3,604,209	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		44,837	100.00	57,878	100.00	89,641	100.00
資金運用収益		36,582		41,128		75,196	
(うち貸出金利息)		(21,292)		(22,405)		(43,308)	
(うち有価証券利息配当金)		(12,135)		(13,817)		(24,841)	
役員取引等収益		4,850		4,646		9,724	
その他業務収益		391		1,518		586	
その他経常収益		3,013		10,584		4,133	
経常費用		37,150	82.85	47,074	81.33	83,481	93.12
資金調達費用		7,296		12,612		17,248	
(うち預金利息)		(4,302)		(9,491)		(11,407)	
役員取引等費用		1,863		1,894		3,796	
その他業務費用		2,792		3,000		3,106	
営業経費	※1	20,495		20,517		40,567	
その他経常費用	※2	4,703		9,049		18,761	
経常利益		7,686	17.14	10,804	18.66	6,160	6.87
特別利益		4	0.00	20	0.03	14,064	15.68
特別損失	※3	500	1.11	971	1.67	785	0.87
税引前中間(当期)純利益		7,190	16.03	9,853	17.02	19,438	21.68
法人税、住民税及び事業税		2,351	5.24	6,929	11.97	54	0.06
法人税等調整額		465	1.03	△3,038	△5.24	8,062	8.99
中間(当期)純利益		4,374	9.75	5,962	10.30	11,322	12.63

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	退職慰労基金	別段積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	20,705	15,516	121	15,637	17,584	202	315	141,014	12,428	171,544	△212	207,675
中間会計期間中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	—	—	—	△3	—	—	3	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	2	—	—	△2	—	—	—
別段積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	—	—	8,500	△8,500	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	△608	△608	—	△608
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	△54	△54	—	△54
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	4,374	4,374	—	4,374
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△74	△74
自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	4	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	112	112	—	112
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1	1	—	△0	—	8,500	△4,674	3,824	△69	3,755
平成18年9月30日残高(百万円)	20,705	15,516	122	15,638	17,584	201	315	149,514	7,753	175,369	△281	211,431

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	26,945	—	2,996	29,941	237,617
中間会計期間中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
別段積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△608
役員賞与(注)	—	—	—	—	△54
中間純利益	—	—	—	—	4,374
自己株式の取得	—	—	—	—	△74
自己株式の処分	—	—	—	—	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	112
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	2,480	△15	△112	2,352	2,352
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	2,480	△15	△112	2,352	6,107
平成18年9月30日残高(百万円)	29,425	△15	2,883	32,293	243,725

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本											株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	退職慰労基金	別段積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	20,705	15,516	—	15,516	17,584	224	315	149,514	11,385	179,025	△400	214,846
中間会計期間中の変動額												
別段積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	—	—	7,500	△7,500	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	△598	△598	—	△598
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	5,962	5,962	—	5,962
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△270	△270
自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	16	18
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	115	115	—	115
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1	1	—	—	—	7,500	△2,021	5,478	△254	5,226
平成19年9月30日残高(百万円)	20,705	15,516	1	15,518	17,584	224	315	157,014	9,364	184,503	△654	220,073

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	34,965	7	2,846	37,819	252,666
中間会計期間中の変動額					
別段積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△598
中間純利益	—	—	—	—	5,962
自己株式の取得	—	—	—	—	△270
自己株式の処分	—	—	—	—	18
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	115
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△9,217	△3	△115	△9,335	△9,335
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△9,217	△3	△115	△9,335	△4,109
平成19年9月30日残高(百万円)	25,748	4	2,731	28,483	248,556

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
					固定資産圧縮積立金	退職慰労基金	別段積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	20,705	15,516	121	15,637	17,584	202	315	141,014	12,428	171,544	△212	207,675	
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	—	—	—	△7	—	—	7	—	—	—	
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	30	—	—	△30	—	—	—	
別段積立金の積立(注)	—	—	—	—	—	—	—	8,500	△8,500	—	—	—	
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	△1,216	△1,216	—	△1,216	
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	△54	△54	—	△54	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	11,322	11,322	—	11,322	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△3,047	△3,047	
自己株式の処分	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	13	16	
自己株式の消却	—	—	△124	△124	—	—	—	—	△2,721	△2,721	2,845	—	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	150	150	—	150	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△121	△121	—	22	—	8,500	△1,042	7,480	△188	7,170	
平成19年3月31日残高(百万円)	20,705	15,516	—	15,516	17,584	224	315	149,514	11,385	179,025	△400	214,846	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	26,945	—	2,996	29,941	237,617
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
別段積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△1,216
役員賞与(注)	—	—	—	—	△54
当期純利益	—	—	—	—	11,322
自己株式の取得	—	—	—	—	△3,047
自己株式の処分	—	—	—	—	16
自己株式の消却	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	150
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	8,020	7	△150	7,878	7,878
事業年度中の変動額合計(百万円)	8,020	7	△150	7,878	15,049
平成19年3月31日残高(百万円)	34,965	7	2,846	37,819	252,666

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目が含まれております。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：5年～15年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：5年～15年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：5年～15年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ14百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ60百万円減少しております。</p>	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は32百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は65百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、現在は過去分返上の手続を進めており、当事業年度の下期において過去分返上確定の見込みが高くなっております。当中間会計期間末において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、11,808百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払いが当中間会計期間末に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は13,684百万円であり、</p>	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年1月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。当事業年度における損益への影響額は、特別利益として14,005百万円を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(6) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は56百万円、特別損失は370百万円それぞれ増加し、経常利益は56百万円、税引前中間純利益は427百万円それぞれ減少しております。</p>	—

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(7) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理をしておりましたが、当中間会計期間から監査・保証実務委員会報告第42号を適用し、当中間会計期間末において過去の支払実績に基づく将来支払発生見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ特別損失は214百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。</p>	—
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金に対して個別に金利スワップ取引の紐付けを行い、市場金利の変動による価値変動をヘッジしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	—————

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は243,740百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から各会計基準および同適用指針を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は252,658百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	—————

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。	—————
<p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「退職慰労基金」、「別段積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、従来繰延ヘッジ損失については「その他資産」、繰延ヘッジ利益については「その他負債」に計上しておりましたが、税効果額を控除のうえ純額にて評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 2,130百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,434百万円、延滞債権額は36,652百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は887百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,324百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 2,154百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,338百万円、延滞債権額は71,576百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,074百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 2,178百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,766百万円、延滞債権額は71,528百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,942百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																												
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,298百万円であります。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は95,989百万円であります。</p> <p>前事業年度末から、資産の自己査定上の債務者区分である「破綻先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず破綻先債権とし、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず、延滞債権としております。この変更に伴い、破綻先債権額は142百万円、延滞債権額は40,023百万円それぞれ増加し、3カ月以上延滞債権額は2,130百万円、貸出条件緩和債権額は22,914百万円それぞれ減少しております。また、合計額は15,119百万円増加しております。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,237百万円であります。</p> <p>当事業年度末から、資産の自己査定上の債務者区分である「破綻先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず破綻先債権とし、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金は、実際の未収利息の計上の有無にかかわらず、延滞債権としております。この変更に伴い、破綻先債権額は84百万円、延滞債権額は47,358百万円それぞれ増加し、3カ月以上延滞債権額は3,538百万円、貸出条件緩和債権額は27,654百万円それぞれ減少しております。また、合計額は16,250百万円増加しております。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>																												
<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,070百万円であります。</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、69,340百万円であります。</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、10,830百万円であります。</p>																												
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,889百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,931百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,816百万円であります。</p>																												
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>211,742百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>37百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>44,011百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>81,020百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,085百万円およびその他資産19百万円を差し入れております。</p>	有価証券	211,742百万円	その他資産	37百万円	預金	44,011百万円	債券貸借取引受入担保金	81,020百万円	借入金	20,000百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>202,811百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>42百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>38,780百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>74,747百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,409百万円およびその他資産9百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証</p>	有価証券	202,811百万円	その他資産	42百万円	預金	38,780百万円	債券貸借取引受入担保金	74,747百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>141,968百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>37百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>102,310百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>16,197百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,339百万円およびその他の資産9百万円を差し入れております。</p>	有価証券	141,968百万円	その他資産	37百万円	預金	102,310百万円	債券貸借取引受入担保金	16,197百万円	借入金	20,000百万円
有価証券	211,742百万円																													
その他資産	37百万円																													
預金	44,011百万円																													
債券貸借取引受入担保金	81,020百万円																													
借入金	20,000百万円																													
有価証券	202,811百万円																													
その他資産	42百万円																													
預金	38,780百万円																													
債券貸借取引受入担保金	74,747百万円																													
有価証券	141,968百万円																													
その他資産	37百万円																													
預金	102,310百万円																													
債券貸借取引受入担保金	16,197百万円																													
借入金	20,000百万円																													

なお、その他資産のうち保証金は640百万円であります。

金は612百万円であります。

なお、その他の資産のうち保証金は621百万円であります。

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、616,747百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが596,062百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 46,943百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,057百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、637,714百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが606,730百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 46,022百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,041百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、615,262百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが592,258百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 46,277百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,041百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>—————</p> <p>14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 49百万円</p>	<p>※12 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,980百万円であります。</p> <p>14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 94百万円</p>	<p>※12 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,467百万円</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,280百万円であります。</p> <p>14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 44百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 765百万円 無形固定資産 375百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,019百万円、株式等償却110百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失281百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております(ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。 このうち、以下の資産グループ(営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産)について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計455百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰地区</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>山陰地区</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>455</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	山陰地区	営業店舗	土地・建物	223	山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	171	その他	営業店舗	建物	3	その他	遊休資産	土地・建物・動産	57	合計	—	—	455	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 935百万円 無形固定資産 455百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額8,551百万円、株式等償却213百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失34百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております(ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。 このうち、以下の資産グループ(営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産)について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計266百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰地区</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>山陰地区</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>266</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	山陰地区	営業店舗	土地・建物	104	山陰地区	遊休資産	土地・建物	129	その他	営業店舗	土地・建物	33	その他	遊休資産	建物	0	合計	—	—	266	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,593百万円 無形固定資産 855百万円</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出債権等の売却に伴う損失4,571百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております(ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。 このうち、以下の資産グループ(営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産)について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計573百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰地区</td> <td>営業店舗</td> <td>土地・建物</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>山陰地区</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業店舗</td> <td>建物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物・動産</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>573</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	山陰地区	営業店舗	土地・建物	223	山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	202	その他	営業店舗	建物	3	その他	遊休資産	土地・建物・動産	143	合計	—	—	573
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																							
山陰地区	営業店舗	土地・建物	223																																																																							
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	171																																																																							
その他	営業店舗	建物	3																																																																							
その他	遊休資産	土地・建物・動産	57																																																																							
合計	—	—	455																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																							
山陰地区	営業店舗	土地・建物	104																																																																							
山陰地区	遊休資産	土地・建物	129																																																																							
その他	営業店舗	土地・建物	33																																																																							
その他	遊休資産	建物	0																																																																							
合計	—	—	266																																																																							
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																							
山陰地区	営業店舗	土地・建物	223																																																																							
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産	202																																																																							
その他	営業店舗	建物	3																																																																							
その他	遊休資産	土地・建物・動産	143																																																																							
合計	—	—	573																																																																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	255	67	4	317	(注)
合計	255	67	4	317	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取請求及び買増請求に係るものであります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	423	275	17	681	(注)
合計	423	275	17	681	

(注) 自己株式の増加のうち179千株は自己株式の市場買付、96千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	255	2,705	2,538	423	(注)
合計	255	2,705	2,538	423	

(注) 自己株式の増加のうち2,524千株は自己株式の市場買付、181千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち、2,524千株は自己株式の消却、14千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,333百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,015百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,348百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>852百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>604百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,457百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>－百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>480百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>410百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>890百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>386百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>555百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>942百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 ー百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>257百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>ー百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>223百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>ー百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	1,333百万円	その他	1,015百万円	合計	2,348百万円	動産	852百万円	その他	604百万円	合計	1,457百万円	動産	－百万円	その他	－百万円	合計	－百万円	動産	480百万円	その他	410百万円	合計	890百万円	1年内	386百万円	1年超	555百万円	合計	942百万円	支払リース料	257百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	223百万円	支払利息相当額	32百万円	減損損失	ー百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,134百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>959百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,093百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>860百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>552百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,413百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>－百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>273百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>407百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>680百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>330百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>394百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>725百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 ー百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>231百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>ー百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>200百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>ー百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	1,134百万円	その他	959百万円	合計	2,093百万円	動産	860百万円	その他	552百万円	合計	1,413百万円	動産	－百万円	その他	－百万円	合計	－百万円	動産	273百万円	その他	407百万円	合計	680百万円	1年内	330百万円	1年超	394百万円	合計	725百万円	支払リース料	231百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	200百万円	支払利息相当額	12百万円	減損損失	ー百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,346百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,154百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,501百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>964百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>691百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,655百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>－百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>382百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>463百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>845百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>379百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>515百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>895百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の期末残高 ー百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>487百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>ー百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>421百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>ー百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	1,346百万円	その他	1,154百万円	合計	2,501百万円	動産	964百万円	その他	691百万円	合計	1,655百万円	動産	－百万円	その他	－百万円	合計	－百万円	動産	382百万円	その他	463百万円	合計	845百万円	1年内	379百万円	1年超	515百万円	合計	895百万円	支払リース料	487百万円	リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円	減価償却費相当額	421百万円	支払利息相当額	63百万円	減損損失	ー百万円
動産	1,333百万円																																																																																																																									
その他	1,015百万円																																																																																																																									
合計	2,348百万円																																																																																																																									
動産	852百万円																																																																																																																									
その他	604百万円																																																																																																																									
合計	1,457百万円																																																																																																																									
動産	－百万円																																																																																																																									
その他	－百万円																																																																																																																									
合計	－百万円																																																																																																																									
動産	480百万円																																																																																																																									
その他	410百万円																																																																																																																									
合計	890百万円																																																																																																																									
1年内	386百万円																																																																																																																									
1年超	555百万円																																																																																																																									
合計	942百万円																																																																																																																									
支払リース料	257百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	223百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	32百万円																																																																																																																									
減損損失	ー百万円																																																																																																																									
動産	1,134百万円																																																																																																																									
その他	959百万円																																																																																																																									
合計	2,093百万円																																																																																																																									
動産	860百万円																																																																																																																									
その他	552百万円																																																																																																																									
合計	1,413百万円																																																																																																																									
動産	－百万円																																																																																																																									
その他	－百万円																																																																																																																									
合計	－百万円																																																																																																																									
動産	273百万円																																																																																																																									
その他	407百万円																																																																																																																									
合計	680百万円																																																																																																																									
1年内	330百万円																																																																																																																									
1年超	394百万円																																																																																																																									
合計	725百万円																																																																																																																									
支払リース料	231百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	200百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	12百万円																																																																																																																									
減損損失	ー百万円																																																																																																																									
動産	1,346百万円																																																																																																																									
その他	1,154百万円																																																																																																																									
合計	2,501百万円																																																																																																																									
動産	964百万円																																																																																																																									
その他	691百万円																																																																																																																									
合計	1,655百万円																																																																																																																									
動産	－百万円																																																																																																																									
その他	－百万円																																																																																																																									
合計	－百万円																																																																																																																									
動産	382百万円																																																																																																																									
その他	463百万円																																																																																																																									
合計	845百万円																																																																																																																									
1年内	379百万円																																																																																																																									
1年超	515百万円																																																																																																																									
合計	895百万円																																																																																																																									
支払リース料	487百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	ー百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	421百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	63百万円																																																																																																																									
減損損失	ー百万円																																																																																																																									

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月13日開催の取締役会において、第105期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 597百万円

1株当たりの中間配当金 3円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 自己株券買付状況報告書

平成19年4月11日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第104期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 自己株券買付状況報告書

平成19年9月13日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

平成19年10月11日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(2)有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年10月31日関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

平成19年11月9日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

平成19年12月11日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

株式会社山陰合同銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	國		健	一	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山陰合同銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(9)に記載されているとおり、会社は過去分代行業返上を申請中であり、当連結会計年度中に認可を受ける蓋然性が高い。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社山陰合同銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	國		健	一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山陰合同銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を適用しているため、当該取扱いにより中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

株式会社山陰合同銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	國		健	一	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山陰合同銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項5(5)に記載されているとおり、会社は過去分代行返上を申請中であり、当事業年度中に許可を受ける蓋然性が高い。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社山陰合同銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	原	淳	一	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	國		健	一	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山陰合同銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を適用しているため、当該取扱いにより中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。